別表第一中「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）　第二十六条第一項第九号（その他総務省令で定める書類に限る。）」を「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）　第二十六条第一項第九号（その他総務省令で定める書類に限る。）　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）　第五十八条の十五第十五項」に改める。

別表第三中「石油コンビナート等災害防止法　第十五条第三項」を「石油コンビナート等災害防止法　危険物の規制に関する規則　第五十八条の十五第十五項」に改める。

○厚生労働省令第百七号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

第一条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）

改正後	
（略）	（略）
第二種向精神薬	
（略）	（略）
二―エチル―二―フェニルグルタルイミド（別名グルテチミド）、その塩類及びこれらを含有する物	一五g
（略）	（略）
二十一―シクロプロピル―七―α―〔(S)―一―ヒドロキシ―一・二・二―トリメチルプロピル〕―六・十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン（別名ブプレノルフィン）、その塩類及びこれらを含有する物	八〇mg
（略）	（略）
五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルニトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇mg
（略）	（略）
一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・十一―ジメチル―三―（三―メチル―二―ブテニル）―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン―八―オール（別名ペンタゾシン）、その塩類及びこれらを含有する物	一八g

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）

改正前	
（略）	（略）
第二種向精神薬	
（略）	（略）
二―エチル―二―フェニルグルタルイミド（別名グルテチミド）、その塩類及びこれらを含有する物	十五g
（略）	（略）
二十一―シクロプロピル―七―α―〔(S)―一―ヒドロキシ―一・二・二―トリメチルプロピル〕―六・十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン（別名ブプレノルフィン）、その塩類及びこれらを含有する物	八十mg
（略）	（略）
五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルニトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六十mg
（略）	（略）
一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・十一―ジメチル―三―（三―メチル―二―ブテニル）―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン―八―オール（別名ペンタゾシン）、その塩類及びこれらを含有する物	十八g